

アフィリエイトで高額報酬!

残りわずか!早い者勝ち

寝ている間に美肌づくり

身近な事例で学ぶ!

めざそう! 消費者市民

高校生向け消費者教育教材

初めてでも安心! ~授業ですぐ使えるワークシート付き~

モデル授業実践事例集

無料!

メディアで話題沸騰

添加物不使用

当サイトはすべて本物 個人の感想です 今だけプレゼント
レアアイテムゲット!

タイムセール開催中

寝ている間に勝手にダイエット!

リボルピングでらくらく支払い

ポイント5,000円分プレゼント!

天然素材だから安心

自宅で簡単副収入

ポイント還元

セットでお得!
期間限定!

キャンペーン期間中だけの特典!

女子高生のマストアイテム 初回限定ワンコイン

ポイント10倍

一粒にギュッと濃縮

カロリーオフ

半額クーポンプレゼント

最短即日融資で今すぐ借りる

大阪府消費生活センター

スマホでらくらく

しっかりサポート

はじめに

令和4(2022)年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを踏まえ、若年者への消費者被害防止のため実践的な消費者教育を早期に実施することが喫緊の課題となっています。

大阪府消費生活センターではこのような中、平成29(2017)年2月に作成した消費者教育教材「身近な事例で学ぶ！高校生向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民』」～授業ですぐ使えるワークシート付き～(以下、『めざそう！消費者市民』という)を活用し、府立高等学校及び支援学校から毎年度3校程度を「大阪府消費者教育推進モデル校」に指定し、本教材を活用したモデル授業を実施しています。

令和元(2019)年度、府立高等学校2校及び高等支援学校1校で実施したモデル授業を、ご担当いただいた教員の方々に執筆していただき、その内容を実践事例集としてとりまとめましたので配付します。「家庭科」や「公民科」などの授業はもとより、生徒の消費生活の指導に際しても、本書をご活用ください。

実践事例集が府内の学校における消費者教育の普及促進や充実の一助となることを切に願っています。

本書について

- 本書を参考にして、準備に多くの時間をかけることなく授業を行っていただけるよう、構成について工夫しています。
- 本書に掲載された授業プリント等(A～F)は、ホームページから電子データをダウンロードすることができますのでご活用ください。
- 大阪府消費生活センターは、学校への出前講座や消費者教育の授業を実施する実務経験を有する外部講師の派遣事業も実施していますので、本書の内容の講座を行うこともできます。
- また、大阪府消費生活センターでは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う「消費者教育コーディネーター」を設置しており、消費者教育授業の実施や教材の作成・活用についてご相談いただけます。

令和2(2020)年2月

大阪府消費生活センター

目次

実践事例 (頁下参考の、「めぞう！消費者市民」の5つのカテゴリー中、11の教材からひとつ選択して実施)

I 2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

教材③ 若者によくある消費者被害

大阪府立たまがわ高等支援学校 家庭科教諭 吉岡 友理…………… 4

II 2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化

大阪府立大冠高等学校 家庭科教諭 稲口 綾子…………… 12

III 4. 情報とメディア ～情報リテラシー～

教材⑩ SNS

大阪府立泉大津高等学校 公民科教諭 服部 豪…………… 20

モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシート

モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシートの目的・使い方…………… 28

2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

指導ガイド…………… 29

教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化…………… 30

ワーク ⑤ クレジットカードとキャッシュレス化…………… 35

参 考

「めぞう！消費者市民」目次

1. 商品の安全 ～安全の理解・危険の回避～

指導ガイド…………… 4
 教材① 健康食品（ダイエット食品）…………… 6
 教材② 製品（カラーコンタクトレンズ）…………… 8

2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

指導ガイド…………… 10
 教材③ 若者によくある消費者被害…………… 12
 教材④ 稼げないアルバイト…………… 16
 教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化…………… 17

3. 生活の管理と契約② ～生活の設計・管理～

指導ガイド…………… 18
 教材⑥ 奨学金制度…………… 20
 教材⑦ 社会人の生活設計と社会保障制度…………… 21

4. 情報とメディア ～情報リテラシー～

指導ガイド…………… 24
 教材⑧ ネットショッピングと電子マネー…………… 26
 教材⑨ 著作権・肖像権…………… 27
 教材⑩ SNS…………… 28

5. 消費者市民社会の構築 ～持続可能な消費の実践～

指導ガイド…………… 30
 教材⑪ 消費者市民社会ってな～に？…………… 32

大阪府消費生活センターHP

めぞう！消費者市民

検索



<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/keihatsu/kyouzai28.html>

本書の見方

実践事例集の見出しと「めざそう！消費者市民」の①指導ガイド、②教材、③ワークシートの関連を下図に示します。

【実践事例】

めざそう！消費者市民

「実践事例集(平成30年度版)」
モデル授業をもとにした指導ガイド、
教材やワークシート等

①指導ガイド
2.生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～
教材③ 若者によくある消費者被害③
指導ガイド P29
教材 P30, 31, 32, 33
ワークシート(抜粋)(P34)

②教材
2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～
概要
日頃、商品・サービスの購入が、契約であることを意識している人は少ない。多くの生徒がスマートフォン(以下「スマホ」という)等を所持し、インターネットショッピングやオンラインゲームでアイテムなどを購入しているが、契約の知識が不十分のため、消費者被害に巻き込まれる例も少なくない。消費生活相談窓口に寄せられる相談事例を活用し、生徒一人ひとりが自らの必要な情報を収集し、課題を考え、消費者市民として行動することができるよう、知識を身に付けさせることが必要である。

③ワークシート
2. 生活の管理と契約① (ルールや約束、契約の理解・選択) ワーク 3
～若者によくある消費者被害～
指導上の留意点
生徒が生活を送るうえで、日々の消費行動が「契約」であることを認識することは少ないと考えられる。何気なくしている「契約」とは何か、契約の成立時期など契約の基礎知識を習得し、契約には法的な責任が生じることに関心が持てる。また、さまざまな消費者トラブルが発生する原因を知り、トラブルから身を守るための判断力、トラブルがあったときの対処法を身に付けさせる。
各問についてのポイントと解答例
[1] 契約とは「法的な責任が生じる約束」のことである。契約の中でも売買契約は、契約書がなくとも、お互いの合意があれば口約束でも成立する。契約が成立すると、お互いに権利と義務が生じ、法的な拘束力をもつ。例えば、売り

モデル授業時に使用、または参考にした①指導ガイド、②教材、③ワークシートの見出しやページを記載しています。

大阪府消費生活センターHP
モデル授業 平成30年度 検索
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/keihatsu/kyouzai30.html>

実践事例の構成

本書に掲載した実践事例の構成は、以下のとおりです。

- 1 モデル授業実施計画
- 2 生徒の様子
- 3 具体的な展開
- 4 配付資料・教材等
- 5 評価のポイント
- 6 学習の成果と課題
- 7 アンケートの回答、生徒から出た意見や反応など
- 8 本教材を活用した授業を終えて

「3 具体的な展開」、「6 学習の成果と課題」、「7 アンケートの回答、生徒から出た意見や反応など」では、各校教員が授業をするうえで、工夫した点やアレンジした点、生徒たちの反応なども記載しています。「4 配付資料・教材等」では、授業時に使用した資料・教材等を記載し、URLから、内容等を確認することができるようにしています。実践事例集を授業の組立てや学習指導案作成の参考資料として役立てていただければ幸いです。

ダウンロードリスト(大阪府消費生活センターHPからダウンロードすることができます)

A 授業プリント(大阪府立たまたがわ高等支援学校)	P 6
B グループワーク用シート(大阪府立たまたがわ高等支援学校)	P 7
C 消費生活相談窓口リーフレット(大阪府消費生活センター)	P 7
D 授業プリント(大阪府立大冠高等学校)	P14
E ワークシート(大阪府立泉大津高等学校)	P25
F モデル授業をもとにしたワークシート	P35

I

2.生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

教材③ 若者によくある消費者被害②

指導ガイド P29

教材 P30, 31, 32, 33

ワークシート(抜粋)(P34)

学校名：大阪府立たまがわ高等支援学校

教科：家庭科

教諭名：吉岡 友理

1 モデル授業実施計画

1. 題材について

本校は知的障がいのある生徒たちが通う高等部のみの支援学校である。生徒たちの障がいの特性や程度はさまざまであるが、いずれの生徒も卒業後の就労をめざし、自立に向けて日々の学校生活に取り組んでいる。文章を読み取って理解することや文字を書くことが苦手な生徒、コミュニケーションが苦手な人間関係を円滑に築くことが難しい生徒、言葉や表現を文字どおりに受け取り、相手の気持ちを汲むことが苦手な生徒などさまざまである。一方で、日常生活においては苦手な部分が周囲の人たちからわかりづらく、理解してもらえないことからトラブルに発展する場面もしばしば見られる。

本校の9割近くの生徒はスマートフォンを所有しており、ゲームを楽しんだり、ネットショッピングをしたり、LINEやツイッター、Instagramなどのツールを日常的に使用している。また、SNSを通じて顔見知りでない人とつながりをもったことが原因でのトラブルも見られる。生徒によっては、このように自分で買物や他人との関わりができる一方で、問題が生じたときに自分で適切な判断をして対応することが難しい現状がある。

そこで、生徒が悪質商法から身を守るための制度を理解するとともに、身近にあふれるさまざまな消費者問題を事例に挙げて、客観的に問題点と対処法を見つける機会として、この題材を設定した。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> ・契約や消費者問題に関心をもち、安全・安心な消費生活を送るためにどのような行動をすればよいかを考えようとしている。 ・消費者トラブルの原因と注意点について、他のグループの意見を聞き、具体的に考えようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルの事例について、起こる原因と注意点を考え、グループで話し合うことができる。 ・消費者市民としての行動を具体的な事例を通して考えている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・身近な消費生活についての課題を理解し、クーリング・オフ制度の条件と利用方法など、さまざまな悪質商法から消費者を守る制度のしくみを理解している。 ・消費者トラブルにあったときの相談先を理解している。 ・クレジットカードの利用方法と利用する際の注意点を理解している。

3. 題材の指導計画

消費生活を営む（全6時間）※1単位時間は45分

- 第1時 契約と約束
- 第2時 消費者問題・悪質商法
- 第3時 消費者保護①（本時）
- 第4時 消費者保護②
- 第5時 消費者保護③
- 第6時 消費者信用

4. 本時の目標

- クーリング・オフ制度の条件と利用方法など、さまざまな悪質商法から消費者を守る制度のしくみを理解している。 [知識・理解]
- 消費者トラブルの事例について、起こる原因と注意点を考え、グループで話し合うことができる。 [思考・判断・表現]
- 消費者トラブルの原因と注意点について、他のグループの意見を聞き、具体的に考えようとしている。 [関心・意欲・態度]
- 消費者トラブルにあったときの相談先を理解している。 [知識・理解]

5. 本時の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具
導入(5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・前時の内容を確認する。 ・本時のテーマを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の周りにある悪質商法にはどのようなものがあったかを確認するように促す。 ・本時のテーマ「消費者保護制度」を確認するように促す。 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業プリント ※1 (P6)
展開1(10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約を解除できる制度として、クーリング・オフ制度があることを知る。 ・授業プリント※1 (P6) に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クーリング・オフ制度の適用には条件があることを確認するように促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クーリング・オフ制度の条件と利用方法など、さまざまな悪質商法から消費者を守る制度のしくみを理解している。 [知識・理解] (授業プリント) 	
展開2(5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットショッピングでのトラブルについて、対処法を考える。 ・授業プリント※1 (P6) に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットショッピングは、クーリング・オフ制度の適用外であること、返品ルールに従うことを確認するように促す。 		

展開3 (20分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム課金とデート商法について、グループで考え、グループワーク用シート※2(P7)に記入する。 ・グループで考えた内容を発表する。 ・授業プリント※1にまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①なぜこのようなことになったのか、②このようなトラブルにあわないためには何に気をつけたらよいか考えるよう促す。 ・板書して、他のグループの意見にも注目するよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルの事例について、起こる原因と注意点を考え、グループで話し合うことができる。 〔思考・判断・表現〕(グループ活動の様子) ・消費者トラブルの原因と注意点について、他のグループの意見を聞き、具体的に考えようとしている。 〔関心・意欲・態度〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業プリント※1 ・グループワーク用シート※2(P7)
まとめ(5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルにあって困ったときの相談先を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいる市町村の消費生活相談窓口を確認するよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルにあったときの相談先を理解している。〔知識・理解〕(消費生活相談窓口リーフレット) 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業プリント※1 ・消費生活相談窓口リーフレット※3(P7)

6. その他

※1 授業プリント

家庭科プリント No.9

3年()組()番 名前()

消費者保護①

悪質商法などの被害にあった時に、消費者を守ってくれる法律や制度があります。

契約を解除できる制度

強引なセールスなどで消費者が十分に考える余裕のないまま契約をしてしまった場合に、契約を解除できる制度。

→ ① () 制度

() という意味。

《方法》

契約書を渡されてから () に、() ④ に書いて「簡易書留」や「特定記録郵便」で販売会社に出す。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社×××× 〇〇営業所
 種別 △△△△△△
 支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇丁〇〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇〇

《条件》

- () ⑤) 店に行った場合はNG。
- 自動車や () ⑥ はNG。
- 消耗品 (化粧品や健康食品など) で、() ⑦) 場合はNG。

※金額は () ⑧) の場合のみクーリング・オフができます。

こんな時、どうする？

ネットで買物したら… ネットショッピング

通信販売は、広告に () ⑨) を表示する義務がある。表示がない場合は、() ⑩) の間、申し込みをやめる、または契約を解除することができる。

考えよう

A

スマートフォンでオンラインゲームをしたら…

ゲーム課金

B

SNSで知り合ったけど…

デート商法

<解答>

A 授業プリント(大阪府消費生活センターHPからダウンロードすることができます)

①クーリング・オフ ②頭を冷やして考える ③8日以内 ④ハガキなど ⑤自分から ⑥通信販売
 ⑦開けたり使ったりしている ⑧3,000円以上 ⑨返品のルール ⑩商品を受け取ってから8日まで

6

※ 2 グループワーク用シート

グループで考えよう

()組 メンバー()

A スマートフォンでオンラインゲームをしたら...

◆なぜ、このようなことになったのでしょうか？

◆このようなトラブルにあわないためのポイントは？

B SNSで知り合ったけど...

◆なぜ、このようなことになったのでしょうか？

◆このようなトラブルにあわないためのポイントは？

B グループワーク用シート
(大阪府消費生活センターHPからダウンロードすることができます)

※ 3 消費生活相談窓口リーフレット

大阪府

消費生活についてのご相談は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口へ

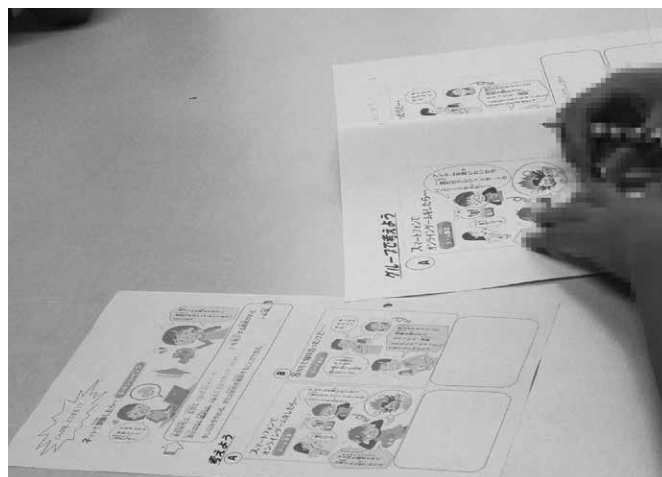
市町村	電話番号	受付時間
豊能町	072-739-0001	月・火・水 9:30~17:00
能勢町	072-734-3976	月~金 9:00~17:00
箕面市	072-722-0999	月・火・水・金・土 9:00~16:00
池田市	072-753-5555	月~金 9:30~16:00
摂津市	06-6383-2666	月~金 9:00~16:30
茨木市	072-624-1999	月~金 9:00~16:30 第2・4土 9:00~12:00
高槻市	072-682-0999	月~金 9:00~12:00 13:00~17:00
寝屋川市	072-928-0397	月~土 9:00~12:00 13:00~16:00
島本町	075-963-2180	月・水・金 10:00~12:00
枚方市	072-844-2431	月~金 9:30~16:30
交野市	072-891-5003	月~金 9:30~12:00 13:00~16:00
四條畷市	072-877-2121	月・火・水・金 10:00~16:00
大東市	072-870-0492	月~金 9:00~17:00
東大阪市	072-965-0102	月~金 9:30~16:00
八尾市	072-924-8531	月~金 9:00~17:00
柏原市	072-972-1554	月・火・水・金 (菓子物) 10:30~16:00
羽曳野市	072-947-3715	月・水・木・金 10:00~12:00 13:00~16:00
松原市	072-337-3080	月~金 10:00~12:00 13:00~16:00
和泉市	0725-47-1331	月~金 9:00~17:15
大阪狭山市	072-366-2400	月~金 10:00~16:00
河内長野市	0721-56-0700	月~金 10:00~16:00
富田林市	0721-25-1000	月~金 9:00~12:00 13:00~16:00
熊取町	072-452-6085	月~金 13:00~16:00
田尻町	072-466-5018	月・木 10:00~12:00 13:00~16:00
堺市	072-492-2749	第1金(菓子物) 13:00~16:00
岸和田市	072-439-5281	月~金 9:30~12:00 12:45~16:30
泉佐野市	072-469-2240	月~金 9:00~16:30
泉南市	072-447-8099	月~金 10:00~12:00 13:00~16:00
阪南市	072-471-5678	月・火・水・金 13:00~16:00
貝塚市	072-433-7190	月~金 10:00~12:00 13:00~16:30
忠岡町	0725-22-1122	火・水 13:00~16:00
大阪府	06-6616-0888	月~金 9:00~17:00
守口市	06-6998-3600	月~金 9:30~16:30
門真市	06-6902-7249	月~金 9:30~12:00 12:45~16:30
藤井寺市	072-939-1320	月~金 10:00~12:00 12:45~16:00
高石市	072-267-5501	月~金 9:00~16:45
堺市	072-221-7146	月~金 9:00~17:00
豊中市	06-6858-5070	月~金 9:00~17:00
吹田市	06-6319-1000	月~金 9:00~17:00

2019年7月作成

消費者ホットライン ☎188番(局番なし) お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

C 消費生活相談窓口リーフレット
(大阪府消費生活センターHPからダウンロードすることができます)

2 生徒の様子



3 具体的な展開 (工夫した点、アレンジした点)

- ①文章や言葉での表現では理解が難しい生徒が多いため、普段からできる限りイラストが入った教材（マンガ等）を用いて、生徒がイメージをしやすいような授業プリントを作成している。また、文字を書くことが苦手な生徒も多いため、自分の考えや意見を記入する場面以外ではポイントとなる単語や表現のみを穴埋め式とし、最小限の記述で要点がわかるようにしている。今回は、大阪府消費生活センター消費者教育教材「実践事例集（平成30（2018）年度版）」、リーフレット「次世代育成 消費者教育の手びき」、消費者庁消費者教育教材「社会への扉」のイラストや事例を取り入れて授業プリントを作成した。記入する内容は簡潔に、わかりやすくまとめ、グループワークの際は文字を書くことが苦手な生徒は書かなくてよいように一人が記入すれば成り立つ形式のシートとした。
- ②事例検討では、それぞれの生徒が主体となって考え、意見を述べやすくするとともに、さまざまな角度からの意見を知るためにグループワークの形をとった。また、グループの編成については、積極的に意見を述べてリーダーシップをとれる生徒と、自ら発信することが難しい生徒のバランスを考えて構成した。
- ③例年、消費者教育の時間の中では、相談先として大阪府内の消費生活相談窓口の一覧表を作成し、配付していた。今回は、地図上に相談窓口を表記した消費生活相談窓口リーフレット（大阪府消費生活センター作成）を配付することにより、文字を自分で読み取って理解することが難しい生徒たちの視覚に訴え、理解を促した。

4 配付資料・教材等

- 授業プリント※¹ (P6)
- グループワーク用シート※² (P7)
- 消費生活相談窓口リーフレット※³ (P7) (大阪府消費生活センター)

5 評価のポイント

- ①クーリング・オフ制度について、条件と利用方法を理解している。
- ②グループワークに参加し、自分の意見を述べたり、他者の意見を聞いたりしている。
- ③他のグループの発表を聞き、さまざまな考え方や対処法があることを理解している。

6 学習の成果と課題

①学習の成果

身近な興味・関心から深く考えずに行動してしまったり、確認を怠ったりしたことがきっかけでさまざまなトラブルにあう可能性があることに気づくことができた。また、具体的な事例をもとに客観的に考えることで、「アプリをインストールするかどうか保護者に相談する」、「課金をするならルールを守る」、「そもそも課金が必要なゲームをしない」などトラブルにあわないための予防法や、実際にトラブルにあってしまったときの対処法について冷静に考え、理解を深めることができた。

●ワークシート記述より

ゲーム課金

〈原因〉

- ゲームが面白くて、アイテム欲しさに何度も課金をしてしまったから。
- 使う金額を確認せずに課金してしまったから。
- 予算を確認していなかった。

〈トラブルにあわないためのポイント〉

- 課金が必要なゲームをしない。
- 課金するときは親と相談して確認をする。
- ルールを守る。
- 事前に注意事項や説明の詳細をきちんと読んでからインストールする。

デート商法

〈原因〉

- 実際に会ったことがない人を、写真を見て信用してしまったから。
- 知らない人に自分の情報を伝えてしまったから。
- 本当に相手がデザインした指輪かどうかわからないまま買ってしまったから。

〈トラブルにあわないためのポイント〉

- 相手のことをもう少し知ったほうがよい。
- まわりの人に相談し、アドバイスをもらう。

生徒記入のワークシート

グループで考えよう

()組 メンバー()



- ◆なぜ、このようなことになったのでしょうか？
- ・一度だけと言われたが、おもしろ半分で何度もやってしまった
 - ・ゲームのやりすぎ
 - ・予算を考えていなかった

- ◆このようなトラブルにあわないためのポイントは？
- ・購入する前に両親に相談する
 - ・アプリをインストールしない
 - ・注意事項を黙読してからインストールする



- ◆なぜ、このようなことになったのでしょうか？
- ・顔を見ることができない、だまされているのかあからぬ状況
 - ・SNSのコメントを見て相手に興味を持ち、遊びの誘いになった

- ◆このようなトラブルにあわないためのポイントは？
- ・周りの方にアドバイスをもらう、相談する
 - ・最初から知り合えなかったらよい
 - ・相手のことを見通す

- ◆なぜ、このようなことになったのでしょうか？
- ・一回だけじゃなく何回もやったから
 - ・使う金額を見ていなかった
 - ・さぎ？

- ◆このようなトラブルにあわないためのポイントは？
- ・課金が必要なゲームをしない
 - ・親に確認する
 - ・インストールする前に詳細をきちんと見る

- ◆なぜ、このようなことになったのでしょうか？
- ・実際に会ったことないから
 - ・写真を見て、決めた
 - ・相手がデザインしたかどうか分からないのに買ったから

- ◆このようなトラブルにあわないためのポイントは？
- ・相手のことをもう少し探ればよかった

②課題

今回の対象クラスの生徒は、現段階では実際にトラブルにあったことのない生徒がほとんどであるため、トラブルにあった時のことを想定して考えるのは少し難しかったようである。その分、展開3のグループワークは本時において重点をおきたかったところなので、もう少し話し合いの時間を確保してお互いの意見を深められるとよかった。

7 アンケート回答、生徒から出た意見や反応など

- ①アンケートのおもな質問（「わかった」から「わからなかった」まで4件法*で回答）*選択肢の数が4つの調査
- ・クーリング・オフができるときと、できないときがあることがわかりましたか。
 - ・授業プリントはわかりやすかったですか。
 - ・悪質商法に巻き込まれずに、安心な生活を送る方法がわかりましたか。
 - ・悪質商法を消費生活センターで相談したり、まわりの人に伝えたりすることが大切であるとわかりましたか。

②アンケートの回答

- ・クーリング・オフができるときとできないときがあることについては、8割の生徒が「わかった」「ある程度わかった」と回答した。
- ・授業プリントのわかりやすさについては、9割の生徒が「わかった」「ある程度わかった」と回答した。
- ・悪質商法に巻き込まれずに安心な生活を送る方法については、全員の生徒が「わかった」「ある程度わかった」と回答した。
- ・悪質商法を消費生活センターで相談したり、まわりの人に伝えたりすることの大切さについては、全員の生徒が「わかった」「ある程度わかった」と回答した。

③生徒から出た意見や反応など

前時までの授業でも繰り返し相談先について触れていたことより、トラブルにあったときの対処法として、「消費生活センターに相談する」「188にダイヤルする」という発言が数人の生徒から何度もあった。

8 本教材を活用した授業を終えて（活用してよかった点、生徒の様子など）

消費生活に関するトラブルは近年常にニュースなどで世間を賑わせているが、実際に被害にあったことのない高校生にとってはどこか他人事を感じていることが多い。消費者トラブルをめぐる相談が増加傾向にある中で、障がい者の消費者トラブルの事例が新聞でピックアップされていた。自ら積極的に買物に出かけたりインターネットで商品を購入したりしている一方で、トラブルにあっても本人が認識せず、誰にも相談しないため表面化しないケースもあるという。卒業後に就労を見据えている本校の生徒にとって、高校での教育は、被害を予防する力、また被害にあってしまったときに対処する力を身につけられる最後のチャンスである。そこで、生徒たちに今後起こりうるさまざまなトラブルの事例の中から、今回は具体的にいくつか取り上げて教材とした。事例検討の様子を見ると、生徒たちがどこか他人事のように意見を述べているようにも思えた。

しかし、今回の授業を通して実際にこのようなケースがあるということ、そして、一度客観的に対処法を考えるとということを学んだことは、生徒たちにとっては大きな意味があったと感じた。いつか実際に被害にあった時に、もし今回考えたような対処ができなかったとしても、「このようなトラブルがあったな」と思い出すこと、そして困ったときは消費生活センターに相談するということは、少なくとも生徒たちの心のどこかに残っているであろう。支援を要する生徒に対して、どのような事例を用いてどのように授業を進めていくかについてはまだ検討の余地があるが、主体的に活動する生徒の様子から一定の成果を感じることができた。

大阪府消費生活センターよりひとこと

モデル授業を初めて支援学校で行っていただきました。実施にあたって、担当教員がこれまで生徒の状態等にあわせて作成した教材に、大阪府消費生活センター作成の教材や啓発資料を取り入れ、新たな教材を作成していただきました。今後、他の支援学校においても、事例を参考にして、生徒の障がいの種類、状態に応じた消費者教育の授業を実施していただくために必要な教材等を提供してまいります。

II

2.生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

指導ガイド P10～11

教材 P17

教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化

ワークシート  (P5)

学校名：大阪府立大冠高等学校

教科：家庭科

教諭名：稲口 綾子

1 モデル授業実施計画

1. 本時の題材について

現代の生活は、高度情報化によりとても便利な商品・サービスが増え、生徒を取り巻く消費生活は大きく変化している。生徒たちはそれらを生活の中に取り入れ、「便利」という言葉に踊らされて利用しており、知識が不十分で深く考えることがないまま使用することにより、さまざまなトラブルが起こっている。

授業では、生徒たちが商品購入代金の多様な支払い方法のしくみを知り、メリット・デメリットを理解し、今後の生活にどのようにいかしていくかを考えさせる。また、自立した消費者として適切な意思決定に基づいて行動することができるようにする。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・消費生活と生涯を見通した経済の計画・管理、生活設計について関心を持ち、意欲的に学習に取り組もうとしている。	・生涯を見通した生活における経済の管理や重要性について考察することができる。 ・自立した消費者として、生活情報の活用と適切な意思決定に基づいた行動を考察したり工夫したりしている。	・商品やサービスの購入時に必要な情報を適切に収集・整理することができる。	・生活における経済の計画、消費行動と意思決定、消費者の権利と責任などについて理解し、責任ある消費行動をとるための必要な知識を身に付けている。

3. 題材の指導計画

消費行動を考える（全8時間）※1単位時間は50分

第1時	主体的な消費行動と契約	第5時	適切な契約のための制度・法律
第2時	消費者の権利と責任	第6時	多様化する支払い方法（本時）
第3時	経済のなかの家計	第7時	日々の収入・支出方法
第4時	多様化する販売方法と問題商法	第8時	長期的な経済計画を立てる

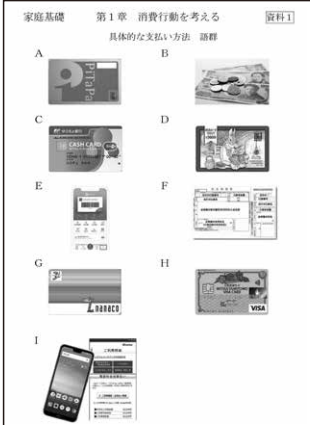
4. 本時の目標

- さまざまな支払い方法の特徴がわかり、計画的な金銭管理の必要性を理解している。 [知識・理解]
- 具体的な事例を通して、商品やサービスを購入する時の支払い方法について、そのメリットやデメリットを踏まえ、意思決定することができる。 [思考・判断・表現]

5. 本時の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具
導入(10分)	<ul style="list-style-type: none"> 商品を購入した時に、自分はどのように代金を支払っているか授業プリント※³(P14)表面に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な例を取り上げてどのような支払い方法をしているか考えさせる。 		<ul style="list-style-type: none"> 授業プリント※³
展開1(10分)	<ul style="list-style-type: none"> 多様な支払い方法があることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 支払い方法の基本的な事柄について認識させる。 	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな支払い方法の特徴がわかり、計画的な金銭管理の必要性を理解している。[知識・理解] 具体的な事例を通して、商品やサービスを購入する時の支払い方法について、そのメリットやデメリットを踏まえ、意思決定することができる。[思考・判断・表現](授業プリント) 	<ul style="list-style-type: none"> 資料※¹(黒板貼付用、班に配付用) キーワードと説明(ラミネートシート)※² B5カラー用紙 カラーペン 教科書 資料集
展開2(20分)	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな支払い方法のメリット、デメリットについて各班で話し合い、班で出た意見をB5カラー用紙に記入する。 班ごとにB5カラー用紙を黒板に貼る。 	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな支払い方法のメリット、デメリットについて各班で話し合わせ、班で出た意見をB5カラー用紙に記入させる。 各班の代表者1名に、黒板にメリット、デメリットを貼らせる。 		
まとめ(10分)	<ul style="list-style-type: none"> 授業プリント※³(P14)裏面のビンゴの表に、それぞれの支払い方法の名前を書く。 説明を聞いて該当する支払い方法に下線を引く。答えがあていればビンゴの表に○をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> ビンゴの表に支払い方法の名前を書かせる。 支払い方法について説明し、該当する支払い方法に下線を引かせ、合っていれば丸をつけさせる。 さまざまな支払い方法に関する知識を理解させ、適切な行動に結びつけることができるように考えさせる。 		<ul style="list-style-type: none"> 授業プリント※³(P14) 教科書 資料集

6. その他

板書計画(貼付用)	<p>※1 資料</p> 	<p>※2 キーワードと説明(ラミネートシート一部)</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">①(現金)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">②(プリペイド)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">③(デビット)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">④(クレジット)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">⑤(カード型)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">⑥(振込)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">⑦(キャリア決済)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">⑧(モバイル決済)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>前もってカードに額面の金額を支払っておく</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>支払いの時に口座からお金が引き落とされる</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>購入時はお金を立替えてもらい、後でお金を払う</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>現金を使わずに電子化されたお金で支払いできるカード</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>現金orキャッシュカードで振込用紙額のお金を払う</p> </div> </div>
-----------	--	---

※3 授業プリント

家庭基礎 第1章 消費行動を考える NO18(表)

4・多様化する支払い方法
商品を購入する → 代金を支払う

(1) 次の物を購入するときの支払い方法を考えてみよう。
<自分ならどうするか資料1の中から番号で答えよう>

a 25,000円のipad	b 1,000円の本
c コンビニで150円のお菓子	d 友達の家までの交通費

(2) <商品を手に入れるための> 代金の支払い方法には、以下のものがある。

支払い方法	資料1の 記号	備考(メモなど)
① ()		
② () カード決済	()	
③ () カード決済	()	
④ () カード決済	()	クレジット会社による立替払いのカード 支払い回数は下記の3つを選択する 1 () 払い 2 () 払い 3 () 払い
⑤ () 電子マネー決済	()	
⑥ () 決済		
⑦ ()		
⑧ ()		

*商品を手に入れる場合、代金を支払わず、ポイントで手に入れることができる場合もある

(3) それぞれの支払い方法について、5つの支払い方法のうち1つを選び、グループで話しあい、メリット・デメリットをあげてみよう。

プリペイド カード	メリット デメリット
デビット カード	メリット デメリット
クレジット カード	メリット デメリット
カード型 電子マネー	メリット デメリット
モバイル 決済	メリット デメリット

NO18(裏)

トラブルに巻き込まれたら ()へ！！

表

(4) ビンゴゲームで確認！

1. 下記の表の空白部に 支払い方法①～⑧の言葉を書きましょう。

	FREE	

2. 支払い方法についての説明をいくつかいので、①～⑧のどれにあたるか考えてみて、自分の思った支払い方法の単語に下線を引いてください。

3. 支払い方法の答えをいので、下線を引いたものとあてれば、その単語に○をつけましょう。

4. 間違っていたら、○はつけられません。

5. はやく○が、たて、横、ななめどれか並べばビンゴ！
(あなたは支払い名人！！)

【メモ】

例)

電子マネー	現金	振込
プリペイドカード	FREE	クレジットカード
デビットカード	キャリア決済	モバイル決済

(5) 社会人になった時、あなたは次の支払いは、どの方法で支払いますか。また、その理由も考えてみよう。

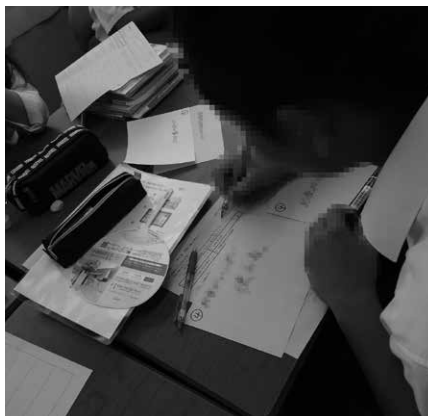
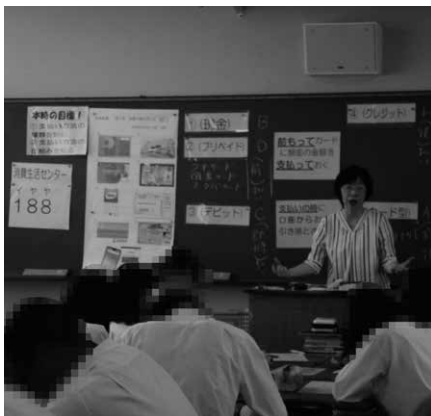
	支払い方法	その理由
●ずっとほしかったコミック本(全12巻)		
●毎日利用する駅で買うお茶、お菓子など		
●自動車教習所へ通うための授業料		
●ガス代		

【メモ】

2年 組 番名前

D 授業
プリント
(大阪府消費
生活センター
HPからダウン
ロードするこ
とができます)

2 生徒の様子



3 具体的な展開（工夫した点、アレンジした点）

- ①限られた時間の中で支払い方法について説明するために、時間配分を工夫した。たとえば、板書時間を短縮するため、ポイントになるキーワードと説明^{*2 (P13)} はすべて、ラミネートシートにして黒板に貼ることにした。
- ②各班で意見が出やすいように机を対面向きにさせたことで、話しやすく、記入もしやすく友だちの意見をシェアしやすくなった。
- ③各決済のメリット・デメリットを考える時、各班に決済の種類をこちらから指定した。与えられた決済について深く考え、意見をシェアする時間を確保することができた。また、他の班の意見をしっかり聞くことができ、話し合いを指示されていない決済方法についての学びができた。
- ④メリットは青の用紙に、デメリットは黄色の用紙にマジックで大きく書くように指示をしたことで、すぐに黒板に貼って示すことができた。用紙を色分けすることにより、視覚的にメリット・デメリットがすぐにわかり、理解しやすかった。
- ⑤授業のまとめとして「ビンゴゲーム」形式を取り入れた。授業プリント^{*3 (P14)} に記載した8種類の支払い方法をビンゴの表の空白部分に記載させ、教員が読み上げた説明に当たる支払い方法に下線を引かせた。正解を聞き、下線を引いたものと合っていれば○で囲むように指示し、縦、横、斜めに早く○で囲んだ単語が並ぶビンゴゲームにすることで、各支払い方法について興味を持たせることができ、理解度について再確認することができた。

4 配付資料・教材等

- ・授業プリント^{*3 (P14)}
- ・資料（黒板貼付用、班ごとに配付用）^{*1 (P13)}
- ・キーワードと説明（ラミネートシート）^{*2 (P13)}

5 評価のポイント

- ①商品やサービスを購入する時の支払い方法の特徴や計画的な金銭管理の必要性を理解できている。
- ②商品やサービスを購入する時の支払い方法について、そのメリットやデメリットを踏まえ、意思決定することができる。
- ③消費者として自立した行動について認識し、実践しようとしている。

6 学習の成果と課題

①学習の成果（生徒の理解）

生徒たちは、商品やサービス購入時の支払い方法には、現金以外にさまざまな支払い方法があるということがわかったようだ。また、それぞれの支払い方法には、メリットとデメリットが存在し、購入時の金額などによって使い分けが必要であることや、クレジットカードは便利であるが、自己管理ができていないと、ついつい使い過ぎてしまうこともあることについて理解を深めることができた。

今回の授業を通して、消費者として自立した行動をとることが、自分のためだけでなく他者にも影響を及ぼし、そのように行動をする消費者が消費者市民であることや、消費者トラブルにあった時には消費生活センターに相談することを認識させることもできた。

生徒記入の授業プリント

家庭基礎 第1章 消費行動を考える

NO18(表)

4・多様化する支払い方法

商品を購入する → 代金を支払う

(1) 次の物を購入するときの支払い方法を考えてみよう。

<自分ならどうするか資料1の中から番号で答えよう>

a 25,000円のiPad	H	b 1,000円の本	D
c コンビニで150円のお菓子	G	d 友達の家までの交通費	A

(2) <商品を手に入れるための> 代金の支払い方法には、以下のものがある。

支払い方法	資料1の記号	備考(メモなど)
① (現金)	B	
② (プリペイド) カード決済 クオカード 図書カード ビタバカード	(前払い) D	前もってカードに額面の金額を支払っておく
③ (デビット) カード決済	(即時払い) C	支払いの時に時に口座からお金が引き落とされる
④ (クレジット) カード決済	(前払い) H	クレジット会社による立替払いのカード 支払い回数は下記の3つを選べる 1 (一括) 払い 2 (分割) 払い 3 (リボルビング) 払い
⑤ (カード型) 電子マネー決済 スイカ iQ ピタパ	(前払い) G	現金を使わずに電子化されたお金で支払いができるカード
⑥ (振込) 決済	F	現金 or キャッシュカードで振込用紙額のお金を支払う
⑦ (キャリア決済)	I	商品代金を携帯電話支払いの時にまとめて支払う
⑧ (モバイル決済)	E	スマートフォンやタブレットの端末を使って代金を支払う

*商品を手に入れる場合、代金を支払わず、ポイントで手に入れることができる場合もある

(3) それぞれの支払い方法について、5つの支払い方法のうち1つを選び、グループで話しあい、メリット・デメリットをあげてみよう。

プリペイドカード	メリット 支払いが簡単 デメリット 金額足りないと買えない。有効期限がある
デビットカード	メリット 会計が楽 デメリット 気づいたらいっぱい使っている
クレジットカード	メリット お金がなくてもOK 衝動買いOK デメリット 買いすぎる。支払った感覚ない
カード型電子マネー	メリット 切符を買う手間ははぶける デメリット 落としたら使われる
モバイル決済	メリット スマホ1つでいける デメリット ケータイ充電切れたら終わり

NO18(裏)

トラブルに巻き込まれたら (消費生活センター) へ!!!
 ↓
 イヤヤ
 消費者市民行動 188

授業プリント※3 (P14) のメモ欄より ※【メモ欄】に感想を記入

- ・金銭感覚をなくさないようにしたい。
- ・クレジットカードは、現金を持ち歩かなくても、ほしいものがあればすぐ買える。
- ・現金だけでなく、カードを使って支払いができるようにしていきたい。
- ・現金を中心に買い物をするが、大きい金額のものを買うときは、クレジットカードを使い、他の支払い方法については、まだ十分に使い方とかしくみをわかっていないので、すぐには使えないと思う。
- ・クレジットカード、電子マネー、現金を使い分けると思う。
- ・大人になったらクレジットカードとかモバイル決済を使うと思う。
- ・何と何で支払いとか考えるのは、難しいと思った。いろんな支払い方法があると思った。
- ・コンビニエンスストアでは、カード型電子マネーを使うと思う。
- ・クレジットカードは、楽しポイントがたまるので使うと思う。
- ・QRコード決済を始めたので利用したい。
- ・デビットカードが一番楽そう。
- ・カードの紛失が怖いので、現金で支払うと思う。
- ・支払い金額が万単位なら、クレジットカードを利用する。
- ・クレジットカードは、使いすぎるのが怖いから、現金のほうが安全だと思う。
- ・デビットカードだと即時払いだから残金がわかりやすく、自分でどれだけ使ったか把握しやすい。
- ・金額が大きくて現金で一括で払えない場合は、クレジットカードを利用すると思う。
- ・クレジットカードは、使いすぎてダメになりそうなので、つくらないと思う。
- ・金額によって、カード類と現金を使い分けようと思う。
- ・カード型電子マネーとモバイル決済と現金を使うと思う。

生徒記入の各支払い方法（抜粋）のメリット・デメリット

支払い方法	メリット	デメリット
プリペイドカード	<ul style="list-style-type: none"> ・支払いが簡単 ・現金を持っていなくても買える ・財布のスペースをとらない！ ・手ぶらでO.K. 	<ul style="list-style-type: none"> ・残高不足で買えない場合がある ・金額が足りないと買いたいものが買えない ・使えないお店があったら現金がない時困る
デビットカード	<ul style="list-style-type: none"> ・サイフが軽い ・支払いが早くて楽 ・手持ちがなくてもいける ・緊急時にすぐ対応できる ・現金を持ち歩かなくて良い ・すぐに決済できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・落としたとき悪用される ・番号忘れてら終わり ・失くしてしまうと悪用される可能性がある ・ちゃんと管理しないと使いすぎてしまうかもしれない
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> ・お金がいっぱい使える ・お金がなくても物を買える ・カードしか使わないから、持ち物が減る ・お金を持たなくていい ・お金がなくても大丈夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・落としたら使われる ・いっぱい買っちゃう ・支払った感覚がない ・使えない場合がある ・ついつい物を買すぎてしまう！
電子マネー カード型	<ul style="list-style-type: none"> ・駅などで切符を買う手間がはぶける ・現金がなくてもカードがあれば物を買える ・カードしか使わないから、持ち物が減る ・すぐに支払える 	<ul style="list-style-type: none"> ・失くしてしまったり、盗られたりするおそれがある ・失くすとやばい ・失くすと他人に使われている事例がある ・他人に悪用される可能性がある
モバイル決済	<ul style="list-style-type: none"> ・楽 ・お金を失くしにくい ・スマホを持っているだけでよい ・歩いたり動かずに購入できる ・スマホだけで買物に行ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信障害が起きたら使えない ・通信が悪いと使えない ・無意識にいっぱい使ってしまう ・残高が足りなかったら結局財布がいる

②課題

- ・限られた時間のなかで考え、支払い方法を認識し、それを確認する作業を取り入れたため、時間的にタイトになった。今後は、授業プリントの記入欄の工夫などを検討・精選し、時間配分を考慮したい。
- ・支払い方法が進化している中で、生徒によりわかりやすく、令和元（2019）年10月1日より実施された「軽減税率制度」についても触れ、消費者として自立し、合理的な選択ができるように学ばせる必要がある。
- ・今回の分野だけでなく、食生活や衣生活、住生活の分野でも消費者教育を取り入れていく必要があると感じた。

7 アンケート回答、生徒から出た意見や反応など

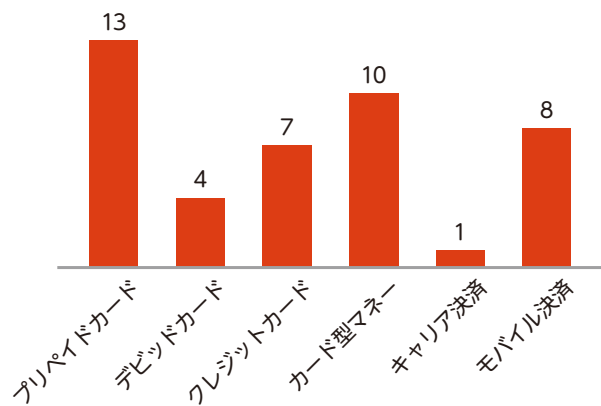
①アンケートのおもな質問と回答

i) 支払い時にトラブルにあったことがありますか。

多くの生徒（約 98%）が「ない」と答えた。

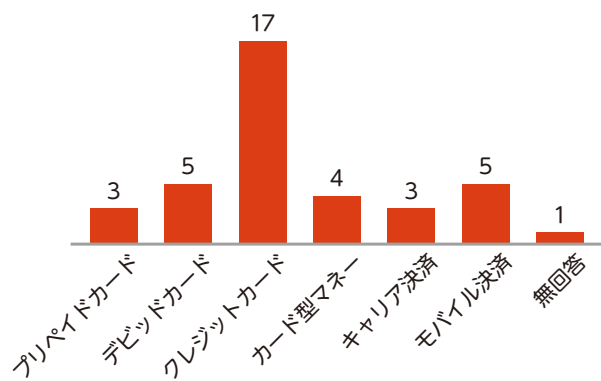
ii) 現金以外で代金を支払う場合、あなたはどの支払い方法を選びますか。（複数回答）

	回答数
プリペイドカード	13
デビットカード	4
クレジットカード	7
カード型マネー	10
キャリア決済	1
モバイル決済	8
総計	43



iii) 授業の中で、あなたが興味をもった支払方法をひとつ選びなさい。

	回答数
プリペイドカード	3
デビットカード	5
クレジットカード	17
カード型マネー	4
キャリア決済	3
モバイル決済	5
無回答	1
合計	38



①生徒から出た意見や反応など

- ビンゴゲームでの確認はわかりやすいと思った。
- これは重要なポイントというところを教えてほしい。
- 決済方法が多すぎるのもどうかと思う。
- 最近いろいろな支払い方法があって便利になったと思った。その分、トラブルも起こりやすそうだなと思った。

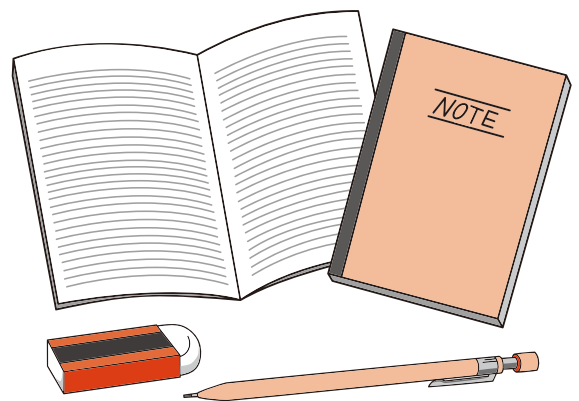
⑧ 本教材を活用した授業を終えて（活用してよかった点、生徒の様子など）

今回、消費者教育教材を活用した授業を2年生全クラスで行い、アンケートをとった。アンケート結果から、現金以外で代金を支払う場合、「プリペイドカード（図書カードやQUOカード、マックカード、スタバカードなど）やカード型マネーで支払う」と答えた生徒が多く、実際に使っていて親しみがあるように思われた。授業を行った後では、多くの生徒がクレジットカードに興味をもった。クレジットカードを利用する上での怖さを理解し、利用するには注意が必要であると認識していることがわかった。そのため、買物の金額によっては、現金、クレジットカード、カード型マネー、デビットカード、モバイル決済と使い分けることも必要であると考えている生徒も少なくないことがわかった。

「消費者トラブルに巻き込まれずに、安全・安心な消費生活を送る方法がわかりましたか。」「消費者市民社会を作るためにどのような行動をとるべきかわかりましたか。」という質問に対して、「1. わかった」「2. ある程度わかった」の回答を合わせると、大多数の生徒に本授業内容を理解させることができた。

消費税率が上がり、キャッシュレス化が進む中で、生徒たちが社会に出た時に、どのような支払い方法を選択するかは、とても重要であると考えます。支払い方法も多種多様になり、メリット・デメリットをしっかり把握したうえで、それぞれを上手に使いこなすことが重要であると考えます。今回の授業を通して、生徒たちは多種多様な支払い方法を理解することができたようだ。その理解を得て、生徒たちは、これから自立した消費者になる一歩を踏み出すことができるであろうと思われる。生徒たちがこれから社会人になり、さまざまな決済を利用する機会も増えていくなかで、この教材を使用したことで、生徒は理解を深めることができた実感した。

新学習指導要領では、「計画的な金銭管理」は中学校の内容として新設されているが、高校生にとっても重要なテーマである。高等学校家庭科としても「決済手段の多様化」についての指導及び評価は、『持続可能な消費生活・環境』において、(1)生活における経済の計画、(2)消費行動と意思決定、(3)持続可能なライフスタイルと環境、の中で“知識”として理解させ、理解できたかの習得状況の評価を行う。実生活において活用する能力を身に付けさせることが重要であるため、実生活でどのように活用するかを生徒に考えさせ、発表やプリントに記入させることで確認評価を行った。第7時、第8時の授業で、家庭生活における支出をまとめ、問題を見出し、課題を解決する力を身に付けることができたかレポートをまとめさせるなどして、評価した。今後も生徒たちの消費生活の変化に対応した授業に取り組んでいきたい。



大阪府消費生活センターよりひとこと

消費税率引上げに伴い、軽減税率制度や期間限定ではありますがキャッシュレス決済に対するポイント還元制度が導入され、キャッシュレス決済の利用が増えています。生徒も本題材に興味をもち熱心に取り組んでいただきました。ビンゴゲーム形式を取り入れて復習したことで、内容をより深く理解できたと思います。商品やサービス代金の支払い方法が多様化するなかで、それぞれの特徴をよく理解し適切な利用を心がけることが、自立した消費者として安心、安全な消費生活を送るために重要と考えます。

III

4.情報とメディア ～情報リテラシー～

教材⑩ SNS

指導ガイド P24, 25

教材 P28, 29

ワークシート **10** (P10)

学校名：大阪府立泉大津高等学校

教科：公民科（現代社会）

教諭名：服部 豪

1 モデル授業実施計画

1. 本時の題材について

近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及はめざましく、高校生の多くが SNS を利用している。今回のモデル授業の実施に先立ち行ったアンケートによれば、本校3年生では、個人間あるいはグループ内トークを中心とした機能をもつ「LINE」についてはほぼ100%の生徒が利用しており、短文や画像・動画等の投稿を中心とした機能をもつ「Twitter」「Instagram」の利用も9割程度となっている。2010年頃までは、こうしたインターネットを用いたコミュニケーションはパソコンを中心として行われてきたが、ここ数年のスマートフォンの普及によって多くの高校生にとって利用しやすいものとなった。スマートフォンの普及と共に、インターネットショッピングなどのEC（エレクトロニック・コマース（電子商取引））についても高校生が利用しやすくなっており、本校では半数以上の生徒がインターネット上で商品購入の経験があり、不要品を販売するフリーマーケットサイト等での商品販売についても3割程度が経験している。またほかにも、スマートフォンを使ったゲームでの課金経験のある生徒が3割程度であることに加え、SNSやゲーム等で知り合った相手と実際に会ったことがある生徒も3割程度存在している。

スマートフォンの普及によって多くの利便性が手に入った一方で、少なからずトラブルも発生しており、アンケートによれば、1割強の生徒が「自分がトラブルにあった」「親や友人がトラブルにあった」と答えている。今回のモデル授業では、今後、消費者市民社会を担う消費者として活躍する高校生に対して、SNSを中心としたインターネットトラブルを扱い、よりよい消費者としての意識と態度を養うようにする。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	資料活用の技能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> ・情報化社会に関心を持ち、情報とのかかわり方について学ぼうとしている。 ・SNSを中心としたインターネットトラブルについて、意欲的に追及しようとしている。 ・自分で調べた事項やグループ発表における情報化社会の課題を、これまでの自分の体験や生き方と関連させながら考察しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化社会の功罪について、自己との関わりに着目して課題を見出して意見として述べるができる。 ・情報に関わる課題について、正義・公正・人権などの視点から多面的・多角的に考察し、消費者市民として果たすべき役割や具体的な行動についてさまざまな立場や考え方を踏まえ公正に判断し、その過程や結果をさまざまな方法で適切に表現している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現代社会における情報の問題に関する諸資料をさまざまなメディアを通して適切に収集している。 ・収集した情報の中から設定したテーマや課題に沿った事例や情報を選択し効果的に活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報に関する法や制度の状況や、その対応についての知識を身に付けている。 ・SNSを中心としたインターネットトラブルが数多くあることや、その概要を理解している。 ・現代社会における情報の意義や役割、消費者市民として果たすべき役割や行動について理解している。 ・情報に関わる課題を考察する基盤として幸福、正義、公正などについて理解し、その知識を身に付けている。

3. 題材の指導計画

情報化社会～ SNS を中心としたインターネットトラブル～ (全6時間) ※1 単位時間は 50 分

- | | | |
|-----|-----------------------|-------------|
| 第1時 | 情報化の進展 (教科書を用いた学習) | |
| 第2時 | SNS を中心としたインターネットトラブル | 調べ学習 (個人) |
| 第3時 | SNS を中心としたインターネットトラブル | グループ討論、代表決定 |
| 第4時 | SNS を中心としたインターネットトラブル | ポスター制作 |
| 第5時 | SNS を中心としたインターネットトラブル | 発表準備 |
| 第6時 | SNS を中心としたインターネットトラブル | 発表 (本時) |

4. 本時の目標

- 情報化社会に関心をもち、情報とのかかわり方について学ぼうとしている。 [関心・意欲・態度]
- 自分で調べた事項やグループ発表における情報化社会の課題を、これまでの自分の体験や生き方と関連させながら考察しようとしている。 [関心・意欲・態度]
- SNS を中心としたインターネットトラブルが数多くあることや、その概要などを理解している。 [知識・理解]
- 現代社会における情報の意義や役割、消費者市民として果たすべき役割や行動について理解している。 [知識・理解]

5. 本時の展開

【本時に至るまでの第2時～第5時の展開】

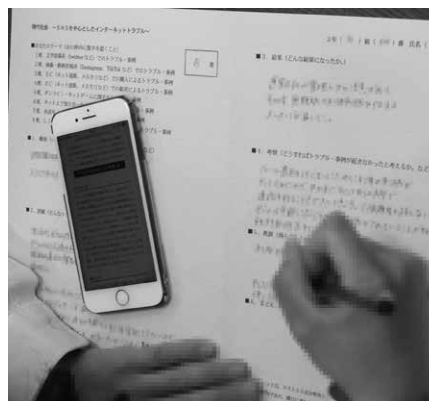
時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具
第2時 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS のトラブルに関するTV録画を観る。 ・ 事前アンケートを実施する。 ・ 今後の流れの説明を聞く。 ・ 調べるテーマ(第3時参照)をくじで決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS のトラブルが自分たちにとって身近なものであることを理解させる。 ・ SNS やECサイト等の利用経験を振り返らせる。 ・ 決定したテーマについて、どのような事例があるかイメージをもたせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS を中心としたインターネットトラブルが数多くあることや、その概要などを理解している。[知識・理解] (授業中の発言等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TV録画 ・ アンケート用紙 ・ くじ(トランプを使用)
第3時 導入(5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ別のグループに分かれて着席する。前回の授業で決定したテーマについて簡単に確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前時で実施した事前アンケート結果^(P26)を配付し、クラスメイトがどの程度SNS等を利用し、それらに関するトラブル経験があるかを把握させる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前アンケート結果
第3時 展開(40分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒各自が個人で調べ学習を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒各自にテーマに関する事例について調べさせ、プリントにまとめさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代社会における情報の問題に関する諸資料をさまざまなメディアを通して適切に収集している。[資料活用]の技能) (「まとめ」プリント) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自スマートフォン、図書室パソコン ・ 個人調べ「まとめ」プリント

第3時	展開(40分)	<ul style="list-style-type: none"> 以下に関するトラブルや事例を調べる <ol style="list-style-type: none"> 1.文字投稿(twitterなど) 2.画像・動画投稿(Instagram、TikTokなど) 3.EC(ネット通販、メルカリなど)での購入 4.ECでの販売(ネット通販) 5.オンライン・ネットゲーム 6.ネット上で知り合った人との交流 7.未成年(小中高大)の個人情報流出 8.LINEなどのSNSやメールによる友人関係 「消費者市民社会」を生きる賢い消費者となるための具体的行動を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 各自が調べる項目については、配付するポスターできあがり見本^{※1}(P24)の項目と同様のもの(「概要」「詳細」「結果」「考察」「教訓」「まとめ」とすることを説明する。 「消費者教育の目標」(「消費者被害を避ける」→「効率の良い消費生活をする」→「社会全体を考えて行動する消費者となる」といった段階を踏む。)を考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 収集した情報の中から設定したテーマや課題に沿った事例や情報を選択し効果的に活用している。[資料活用 of 技能](「まとめ」プリント) 現代社会における情報の意義や役割、消費者市民として果たすべき役割や行動について理解している。[知識・理解](話し合いでの発言等) 	<ul style="list-style-type: none"> ポスターできあがり見本^{※1}(P24) 「消費者教育の目標」プリント
	まとめ(5分)	<ul style="list-style-type: none"> 各自が調べ足りていない部分は、次回までに調べておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 次回では、調べた内容をもとにグループで議論することを伝える。 		
第4時	導入(各5分)	<ul style="list-style-type: none"> 前回までの確認、本日の授業の進め方について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 前回までに調べ足りなかった点などを再確認させる。 		
	展開(各40分)	<ul style="list-style-type: none"> 各自が調べた内容を、グループ内で共有して、発表にふさわしいものをグループで1点選ぶ。 グループ活動での各自の役割(発表担当、イラスト担当、そのほかの事例検索担当など)を記入する。 発表時にクラスメイトが興味を引くようなタイトルを決める。 前時で配られたポスターできあがり見本^{※1}(P.24)を参考にまとめ、ポスターを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各自が調べた内容について適切か、分かりやすくまとめているか、表現の工夫があるかなどを選定の基準とすることを説明し、グループで1点選ばせる。 グループの全員が活動に参加できるように、適切な役割担当を決めさせる。 発表内容についても、ポスターできあがり見本^{※1}(P24)を参考にまとめポスター^{※3}(P25)を作成させる。 成績評価の対象とするため、個人の調べ学習のプリントはテスト週間前までに提出させる。 ポスターが早くできあがったグループは、発表時の原稿を作成して発表練習などをさせる。 	第3時と同様。	<ul style="list-style-type: none"> グループ活動での各自の役割を記入するプリント(各グループに1枚) 下書き用紙 まとめポスター作成用画用紙(B4サイズ)
	まとめ(各5分)	<ul style="list-style-type: none"> ポスターを提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発表に向けて準備を進め、質問などがあっても答えられるようにまとめさせる。 		

【本時の展開】

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具	
本時	導入(5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回までの確認、本時の授業の進め方について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本時の発表について、簡単に流れを説明し、理解させる。 		
	展開(35分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発表は4分を基準とし、時間が余ったら、質問を受け付けたり、ポスターに選んだ事例以外のものも発表する。 ・ クラスメイトに伝わるように話す。 ・ 各グループの発表担当者は教壇にあがり、プロジェクターの映写を活用するなどして発表を行う。 ・ 発表を聞いている生徒は、ワークシートに「思ったこと・感じたこと」および、発表の評価(4段階)を記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1グループ「文字投稿(twitterなど)」から順番に発表と質疑応答をさせる。 ・ 生徒からの質問がない時は、教員から質問をする。 ・ 生徒が主体的で、協力して取り組むように教員が適宜サポートをする。 ・ 調べたことを、自分の言葉で発表したり回答したりさせる。 ・ 発表を聞くだけではなく、発表から何を学び、感じたのかを言語化させ、ほかのグループを評価することで自己の発表を客観視して振り返らせるきっかけとさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化社会に関心を持ち、情報とのかかわり方について学ぼうとしている。〔関心・意欲・態度〕(発表、ワークシート) ・ 自分で調べた事項やグループ発表における情報化社会の課題を、これまでの自分の体験や生き方と関連させながら考察しようとしている。〔関心・意欲・態度〕(発表、ポスター、ワークシート) ・ SNSを中心としたインターネットトラブルが数多くあることや、その概要などを理解している。〔知識・理解〕(発表、ポスター、ワークシート) ・ 現代社会における情報の意義や役割、消費者市民として果たすべき役割や行動について理解している。〔知識・理解〕(発表、ポスター、ワークシート) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まとめポスター(プロジェクターで映写) ・ まとめポスターのコピー(生徒に配付) ・ ワークシート ※2 (P25)
	まとめ(10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長先生による講評 ・ 泉大津市消費生活センターの相談員による感想 ・ 事後アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の一連の消費者教育について、意義と成果を理解させる。 ・ トラブルに巻きこまれたら、適切に対処することが大切であると理解させる。〔消費者ホットライン〕188を紹介する。 ・ 泉大津市消費生活センターの案内を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート 	

2 生徒の様子



3 具体的な展開（工夫した点、アレンジした点）

- ①教員が説明して、生徒が板書を写すというような講義形式の授業ではなく、調べ学習を行ったのちに、グループでの討議やまとめ活動、そして発表につなげていくという複合的・総合的な学習形態とした。これにより、主体的・対話的で深い学びを通して、SNSをはじめとしたインターネットの適切な利用や、利便性・危険性の理解、情報収集能力などを含めた総合的なメディアリテラシーについて学習できるよう工夫した。また、グループでの討議を行う前に、各自が調べ学習をすることで、参加態度が芳しくない生徒についても、グループ活動に参加しやすいきっかけを作った。
- ②SNSやECの利用状況についての事前アンケートを行い、授業の展開を考える上での参考資料や、生徒が調べ学習をするうえでの参考資料となるようにした。また、調べ学習やグループでまとめるポスターの内容を明確化し、わかりやすくするために、教員が見本を作成し、生徒に配布して解説した。
- ③グループ形成にあたっては、授業を通してクラス内での人間関係を築いていくことも考慮に入れ、くじ引きによるものとし、不都合がある場合はメンバーの了承のもとに変更を可能とした。
- ④発表に際しては、ワークシートの中にほかのグループの発表に対する評価欄をつくった。他グループの発表を聞き、それを評価し合い、2学期以降のグループ学習や調べ学習にいかしていくことができるよう工夫した。
- ⑤消費者市民社会を担うための「消費者教育の目標」をわかりやすく考えるために、島根県消費者教育情報誌『すくすく消費者』を引用した資料プリントを用意して解説した。
- ⑥大阪府消費生活センターから提示されたワーク10のテーマは「SNS」であったが、インターネット上でのトラブルは複合的なものが多いため、テーマを「SNSを中心としたインターネットトラブル」としたうえで、ワーク8「ネットショッピングと電子マネー」やワーク9「著作権・肖像権」を取り入れた内容に改編した。
- ⑦作成するポスターについては、レイアウトやデザインは自由とした。発表時にスクリーンに映写し、生徒にも印刷して配付するため、まとめポスター※³ (P25) を提出させた。
- ⑧授業の最後において、今後、消費者問題等で困ったときに活用できる「消費者ホットライン」188および、地元自治体（泉大津市）の消費生活センターの紹介を行った。


4 配付資料・教材等

- ・事前アンケート (P26)
- ・調べ学習から発表までの流れや注意事項
- ・「消費者教育の目標」（島根県消費者教育情報誌『すくすく消費者』引用）
- ・ポスターできあがり見本※¹
- ・ワークシート※² (P25)
- ・まとめポスター※³ (P25)（生徒が作成した画用紙のコピー）


5 評価のポイント

スマートフォンやパソコンを用いて調べた内容やグループ発表における情報化社会の課題を、自分の体験や生き方と関連させながら、わかりやすくまとめることができる。特に、間違っただけの情報に惑わされずに、適切な情報を選び取ることができる。

※1 ポスターできあがり見本



炎上弁護士



★ 概要 ★

2010年頃からインターネット掲示板上で反感を買う書き込みを続けていた高校生の身元が判明し、実際に誹謗中傷や嫌がらせなどを受けるようになったため、2012年に弁護士に依頼したが、今度はその弁護士が誹謗中傷や嫌がらせなどを受けるようになった。

★ 詳細・結果 ★

千葉県に住む高校生H（当時）が、2010年頃からインターネット掲示板「2ちゃんねる」において、他のユーザーの反感を買うような書き込みを続けていた。Hが2012年に大学の合格証をアップしたところ、すぐに本名、出身高校、合格大学、交友関係、およびその住所まで特定され、その後は実際に自宅にイタズラや嫌がらせをされるなどした。

Hはすぐに弁護士Kに相談し、Kは掲示板に対して書き込みの削除請求やIP開示請求を行ったが、満足な結果は得られず、逆に火に油を注ぐような状態となった。その後、Hは数年間にわたり、自宅や勤務先、実家の墓にイタズラや嫌がらせをされたり、なりすましの虚言や、100万円以上の被害予告がなされるようになった。

現在、Kはこうした経験から、インターネット上における炎上に関する番組に出演したり、経験をまとめた書籍『炎上弁護士』などを出版したりしている。

★ 考察 ★

- ・ Hが掲示板に書き込みをする際に、他人を不快にさせないようにすれば良かった。
- ・ Hが掲示板に大学の合格証書をアップしなければ良かった。
- ・ Kが掲示板利用者の特性を理解して、削除請求やIP開示請求を行うべきだった。
- ・ 掲示板運営会社が、書き込みやIP開示を素早く行うべきだった。

★ 教訓 ★


- ・ 掲示板に書き込むときは内容をよく吟味する。
- ・ 特定されたら困るような書き込みはしない。

裁判所

声なき声に力を。

★ グループでの意見・感想 ★

- ・ Hは今頃ちゃんと社会に参加できているのだろうか。
- ・ Kは最近、テレビ出演や書籍出版をしているけれど、あまり露出が多いとまた誹謗中傷を受けたりするのではないかと。



6 学習の成果と課題

①学習の成果

一連の学習活動を通じて、インターネット等を活用して必要な情報を調べる力、得られた情報や資料を活用し、自らの経験などを踏まえ、整理してまとめる力を習得することができた。

内容としては、身の周りに起きているSNSに関するトラブルや、インターネット上でのフリーマーケットアプリやECサイトにおけるトラブルなど、数多くの事例を学ぶことができ、それが自らの日常生活に密接に関わりがあり、身近なものであるという認識を育てることができた。今後、情報化社会が進展するなかで、SNSやECサイトなどを避けて通ることは難しく、学校教育のなかで適切に危険性やトラブル、あるいは有用性などについて学習できたことは非常に有意義であった。今回学んだことを、今後、よりよい「消費者市民」としての行動に活かしていけることを願っている。


生徒記入のワークシート・まとめポスター

※2 ワークシート

SNSを中心としたインターネットトラブル		3年 組 番 ()
■各組の発表を聞いて、次のテーマについて「感じたこと・学んだこと」を語ろう。 右の欄には、各組の「まとめ」「発表」について、4段階で評価しよう。(自分の組は空欄にする)		
1. 文字投稿系 SNS (twitter など)	感じたこと・学んだこと 先のことを考えずに、その時のまもりで tweet してしまわず、一旦、冷静になって物事を考えてから行動に移すことが大事だと思った。	4 3 2 1
2. 画像・動画投稿系 SNS (Instagram, TikTok など)	感じたこと・学んだこと SNS などにあげて注目を集めようとしたり、公共の場で嫌な半分でなっていることがよくないと思った。	4 3 2 1
3. EC (ネット通販、メルカリなど) での購入	感じたこと・学んだこと 有名なネットショッピング会社ではないところでの購入は避ける。最終的に自分の意思が必要だと思った。	4 3 2 1
4. EC (ネット通販、メルカリなど) での販売	感じたこと・学んだこと 最初から買う気がないのなら、購入しない。お金がないなら、金銭面を気にして、買えるかどうか判断する。	4 3 2 1
5. オンライン・ネットゲーム	感じたこと・学んだこと 相手の気持ちを考えて、物事を発する。度が過ぎるほどの争いにならないように気をつける。	4 3 2 1
6. ネット上で知り合った人との交流	感じたこと・学んだこと 知らない人と会うことは、自分の身の安全に保障がない可能性が高い。会うなら、その人のことをしっかり知ってから会うこと。	4 3 2 1
7. 未成年 (小中高生) の個人情報流出	感じたこと・学んだこと	4 3 2 1
8. LINE などの SNS やメールによる友人関係	感じたこと・学んだこと 後に残ってしまうところでの発言には気をつける。	4 3 2 1
■授業全般を通して学んだことはありますか? 先のことを考えずに行動を起こしてトラブルが起こっている事例が多い。自分の行動を今一度見直し、トラブルを避ける。		

E ワークシート (大阪府消費生活センター HP から様式をダウンロードすることができます)

※3 まとめポスター



アイスベッド

概要
2018年に男子高校生3人が京都市向日市で撮った画像が炎上。

詳細
京都市向日市のコンビニエンスストア「ミニストップ」でアイスクリーム陳列ケースに入り、その様子を撮影した写真をツイッターに掲載された。撮影・投稿したのは同市内の高校2年の男子生徒。

結果
アイスクリーム約470個(約759,000円相当)を廃棄。冷凍庫の交換に約66万円かかり、府営に被害届を提出した。高校2年生の少年3人は威力業務妨害の疑いで、書類送検され、高校側は処分を検討している。

考察
男子生徒の意識の低さ故に起こったトラブルなので、もっとトラブルについてしっかり考えるべきだった。

教訓
一人一人が Twitter 等、SNS の使い方を意識し、ネットの怖さを改めて認識することが大事。

まとめ
・寝そべった人の下じきになったアイスなんて食てたくない。
・先のことを考えてなすすぎだと思おう。
・寒そう。

②課題

生徒は、スマートフォンを用いた授業や、調べたことをまとめたりすることに慣れていないため、何を調べてよいのか、どのサイトを信用したらよいのか、どのようにすればうまく伝わるのかなどについて、しっかりと事前に確認してから授業展開ができるようになった。また、各グループで比較的良好な下調べをした生徒がまとめポスターを作成することが多いため、発表のみを担当した生徒の下調べが足りずに発表時間が余ってしまったたり、質問されても答えられないなどの知識不足が露呈するグループが散見された。グループ全体での情報共有や、個人個人の意識を高めていくことが今後の課題となるだろう。

今回の8テーマの分類においては、内容が重複するものもあったが、複雑化した現在の情報化社会においてはこれらを明確に分類することは難しいため、特に厳密にテーマを分類する必要はないと判断した。また、今回扱った内容について、生徒自身の経験を発表するグループもいくつか見受けられたが、本人のプライバシーの問題や、トラウマティック・ストレスの問題等もあり、十分に配慮する必要があると感じた。

今回のモデル授業全体では、総計5時間程度以上を費やしているため、他校において同様の授業を行う際には、題材の指導計画の再構成などを行う必要があるのではないかと考える。

7 アンケート回答、生徒から出た意見や反応など

I 事前アンケート（有効回答数：155）

（%）

質問事項	回 答					
1. LINEについて	よく使う	94.8	たまに使う	5.2	使ったことがない	0
2. twitterについて	よく見る	79.4	たまに見る	17.4	見たことがない	3.2
	よく投稿する	12.3	たまに投稿する	75.5	投稿したことがない	12.3
3. Instagramについて	よく見る	72.3	たまに見る	12.3	見たことがない	15.5
	よく投稿する	24.5	たまに投稿する	48.4	投稿したことがない	27.1
4. TikTokについて	よく見る	14.2	たまに見る	52.9	見たことがない	32.9
	よく投稿する	0	たまに投稿する	9.0	投稿したことがない	91.0
5. フリマ・オークション（メルカリ・ラクマ・ヤフオクなど）について	よく買う	5.8	たまに買う	43.9	買ったことがない	49.7
	よく売る	7.1	たまに売る	20.0	売ったことがない	72.9
6. インターネット通販（amazonや楽天市場、Yahoo!ショッピングなど）について	よく買う	19.4	たまに買う	59.4	買ったことがない	21.3
7. スマホゲーム全体について	よく課金する	7.1	たまに課金する	25.2	課金したことがない	67.1
8. オンライン（インターネット上で対戦する）スマホゲームについて	よくする	29.7	たまにする	38.7	したことがない	29.0
9. SNSやゲームなどで知り合った人について	集団（オフ会）で会ったことがある	5.2	個人（1対1）で会ったことがある	12.9	集団（オフ会）でも個人（1対1）でも会ったことがある	7.7
10. 上に出てきたもの全般について	自分がトラブルにあったことがある	2.6	周囲（親や友人）がトラブルにあったことがある	9.0	そういうことはない	88.4

II 事後アンケート（有効回答数：144）

①アンケートのおもな質問と回答

i) 今回の授業で扱った内容はわかりましたか。

「よくわかった」→87.5% 「ある程度わかった」→12.5%

ii) ワークシートの内容について理解できましたか。

「よくわかった」→70.1% 「ある程度わかった」→29.2%

iii) ワークシートは書き込みしやすかったですか。

「はい」→76.4% 「どちらとも言えない」→16.7%

iv) これまでの授業を通して、インターネットトラブルに巻き込まれずに、安全・安心な消費生活を送る方法がわかりましたか。

「よくわかった」→71.5% 「ある程度わかった」→27.8%

v) ネット社会において、情報を正しく読み取り・発信し、社会に与える影響を考えながら、「消費者市民社会」構築のために、どのような行動をとるべきかわかりましたか。

「よくわかった」→55.6% 「ある程度わかった」→41.0%

②生徒から出た意見や反応など

- ・今回紹介されたサイトは、私もよく利用するので、とても身近な話題だと感じた。
- ・インターネットは便利である一方、とても怖いものだと思います。

- 便利になった分、陰や闇の部分も多くあることがわかった。
- SNSは多くの人が利用していて、自分の発言を誰が見ているかわからないので、慎重に考えて行動する必要があると思った。
- トラブルにならないように、正しい知識を身につけて、先を見越して考える必要があると思った。
- トラブルになった際は、一度冷静になって考えて、第三者に相談することが大切だと思いました。
- これらのトラブルを他人事だと思わずに受け止めることが重要だと思った。
- 自分が被害者になるだけでなく、加害者になる可能性も含めて考える必要がある。
- 他人任せではなく、自分で身を守る対策を立てる必要があるとわかった。
- 改めて、自分の個人情報をインターネット上に載せていないかどうかを確認したいと思いました。
- インターネット上の情報を鵜呑みにせず、自分の目で直接確かめた方が確実であることがわかった。
- SNSの使い方などをもっと学校などで教育すべきだと感じました。

⑧ 本教材を活用した授業を終えて（活用してよかった点、生徒の様子など）

モデル授業の題材となった「SNSを中心としたインターネットトラブル」については、生徒にとって身近なものであり、近い将来、消費者市民として社会に飛び立っていく生徒たちにとって有意義な授業となった。情報化社会を学習する前に、現代社会の特質として「大衆社会」について学習したが、そのなかで触れられていた「大量生産・大量消費」や「マスメディアによる大量の情報」について、消費者市民としてどのように行動するのかや、どのように処理・活用していくのかを実践的に学ぶことができたと思う。

情報化社会が進展するなかで、数多くの便利なツールが登場しているが、「危険だから使わない」という消極的な姿勢ではなく、「危険性を知ったうえで正しく便利に使う」という積極的な姿勢を育成することが重要であるように感じた。近年、SNSによるトラブルは、いじめや不登校、自殺の引き金になったり、企業による多額の損害賠償請求に発展したりするなど、大きな社会問題にもなっている。ほかにも、事前アンケートのなかで触れられた「SNSやゲーム等で知り合った相手と実際に会ったことがある」生徒も3割弱程度存在している現状であるなか、周囲の大人が一方向的に危険性を吹聴し、使用を制限するだけでは高校生が心を閉ざしてしまい、耳を傾けることはない。この現状について、正確に理解と把握をしたうえで、的を射たアドバイスや知識を習得させ、生かしていくことができるようにサポートしていく必要があるだろう。

グループ学習のなかでは、普段は消極的に授業を聞いている生徒が、周囲の生徒と積極的に会話を交わしながらいきいきと調べたりまとめたり、逆に、定期テストでしっかりと得点する学力の高い生徒であっても、うまくグループ活動に参加できず積極的な姿勢が見られなかったりするなど、普段の座学の授業とはまた違った面を見ることができた。学習指導要領で求められる、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から見ても、総合的な学力の養成における大きな一歩になったと思う。

私が教育活動において目標としている、『学習している事項を「遠い世界の、自分には関係ないこと」ではなく、「身近な世界の、自分に関係すること」として理解する。』ことも、少しは達成できたのではないかと考えている。

大阪府消費生活センターよりひとこと

スマートフォンの普及により、ほとんどの高校生がSNSをコミュニケーションツールとして利用している現状において、生徒は本題材に興味をもち熱心に授業に取り組んでいただきました。また、地域の消費生活相談員が授業に参加し、適宜アドバイスをしたり消費生活センターの仕事を紹介したので、生徒はセンターを身近に感じ安心して相談ができる場所として認識することができたと思います。授業にこのような活動を加えることで消費生活センターについて知っていただき、消費者被害の未然防止に繋がることにもなります。

モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシートの目的・使い方

目的

「モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシート」(以下、本教材)は、前年度及び今年度を実施したモデル授業「教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化」をもとに作成した消費者教育教材です。大阪府消費生活センターが作成した「めぞう！消費者市民」と消費者庁が作成した「社会への扉」を併用し、1時間授業でキャッシュレス化に関する内容やトラブルにあったときの対処法について学習できるように工夫しています。

新学習指導要領では、小学校は「売買契約の基礎」について触れたうえで「物や金銭の使い方と買い物」を、中学校は「購入方法や支払い方法の特徴」に加え、「計画的な金銭管理」が新設されました。それを高等学校の学習に発展させ、確実に定着できるようにすることをめざしています。令和4(2022)年4月1日に改正民法が施行されれば、その時点で18、19歳の若者が成人として社会生活を営み、金銭管理を適切に行うことが求められます。そのため、生徒が理解しやすいようイラストや漫画を多用したわかりやすい教材と、習得した知識を確認するためのワークシートを収録し、思考力・判断力・表現力の養成につながるようなアレンジを加えています。

本教材は家庭科や公民科以外の担当教員の方にもホームルームなどの時間に、容易に消費者教育を実施できるような内容になっていますので、ぜひご活用ください。

使い方

本教材は、①指導ガイド、②教材、③ワークシートで構成しています。指導ガイドは、授業の概要、指導目標、指導計画及び1時間授業の展開を掲載しています。教材は、キャッシュレス化に関する内容について理解を深めるとともに、クレジットカードのトラブル事例を掲載し、生徒に配付する啓発資料としても使用していただけます。ワークシートは、表面は生徒配付用、裏面は指導上の留意点やワークシートのポイントと解答例を掲載しています。また、アクティブ・ラーニング型の授業を取り入れていただくため、簡単に回答できるような設問を設定し、時間配分を考慮しています。シンプルな構成なので、部分的に宿題にするなどさまざまなアレンジができ、朝のホームルームや終礼時などでも活用していただきやすくなっています。

本書に出てくるマーク



参考……………ワークに必要な資料を掲載しています。



知るところ!事例……………ワークに関連した事例を掲載しています。



ひとことアドバイス……………被害事例などにおける注意点や被害にあわないためのポイントなどを掲載しています。



プラスα……………資料やワークで得た知識に関連したトピックや世の中の動きなどを掲載しており、状況に応じて生徒に情報提供できます。

2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

概要	<p>近年、クレジットカードや電子マネーの普及に伴い、キャッシュレス決済の利用が増えており、生徒の利用も多くみられる。しかし、キャッシュレス決済に関する知識不足からトラブルが発生することがあり、利用方法によっては多重債務に陥ることもある。キャッシュレス決済の種類やしきみ、メリット・デメリットを正しく理解し、消費生活の中で、適切な利用や金銭管理ができるよう、知識を身に付けさせることが必要である。</p>	
指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済の種類やしきみ、メリット・デメリットを理解させる。 ・キャッシュレス決済に関するトラブルの対処法について、具体的な事例を通して考えさせる。 ・自分だけでなく、周囲にもアドバイスできるような知識、視点、能力を身に付けさせる。 	
指導計画	<p>[導入] さまざまな支払方法を知る。 [展開] キャッシュレス決済の種類やしきみを確認し、メリット・デメリットについてグループで話し合う。 [まとめ] キャッシュレス決済について理解し、適切な利用や金銭管理ができるようにする。</p>	
時間	学習内容・活動	指導上の留意点
クレジットカードとキャッシュレス化 ワーク⑤ 教材⑤ ①- 1. 2. 3		
導入	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・商品やサービスを購入する際にさまざまな支払い方法があることを知る。
展開	35分	<ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク⑤- 1】教材⑤-①-1 (P30)支払い方法によって、支払うタイミングが異なることを確認する。 ・【ワーク⑤- 3】教材⑤-①-2、3 (P31-P32)さまざまな支払い方法のメリット・デメリットについて、班で話し合い、まとめる。
まとめ	5分	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済について正しく理解し利用することが、安全・安心な暮らしにつながることを認識する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・自身の支払い方法について、考えさせる。 ・高校生が使用できる支払い方法を意識させ、基本的な知識の習得、支払い方法が多様化している現状を確認させる。 ・さまざまな支払い方法のメリット・デメリットについて理解させる。 ・正しい知識をもって、キャッシュレス決済を選択する必要があることを理解させる。 ・消費生活の中で、適切な利用や金銭管理ができるよう、知識を身に付けることが重要であることを認識させる。

教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化①

商品やサービスを^{こうにゆう}購入する際の代金の^{しほら}支払い方法は多様化しています。クレジットカードや電子マネーなど、現金を使わずに支払うことを「キャッシュレス決済」といいます。電子マネーは、カード（交通系、コンビニ系など）やモバイルなどを使って決済します。QRコード決済やバーコード決済、キャリア決済なども電子マネーに含まれます。

お店で買い物中…

プリペイドカードにしようかなあ

デビットカードにしようかなあ

他にも買い物したいからクレジットカードで支払おうかなあ

ニッコニコ現金払いかなあ

お財布を出すのが面倒^{めんどう}だなあ。モバイルで決済もありだなあ

C社

A社

B社

先月もクレジットカードでたくさん買い物したんだ！ヤバい！銀行にお金が入っていないかも。〇〇payは別のクレジットカードでの支払いにしちゃったし…。いろんなところから請求^{せいきゅう}がきて、支払金額がよくわからないよ

バスや電車に乗ろうとしたら…

現金(切符)

プリペイドカード(回数券)

交通系電子マネー

電車やバスに乗るだけでもいろんな支払い方法があるなあ

インターネット通販での支払い、どうしよう…

クレジットカード

キャリア決済

代金引換(代引き)

銀行振込

1. 支払うタイミングによるメリット・デメリット

前払い	即時 ^{そくじ} 払い	後払い
<p>前払って、先に払うから使い過ぎを防げるな！</p> <p>でも、支払ったのに商品が届かない、サービスの提供がないなどのリスクがあるみたいよ</p>	<p>即時払いも使い過ぎを防げるし、デビットカードは、残高の把握^{はあく}ができていいね</p> <p>でも、お金をもっていなかったり、預金の残高がなかったりしたら、欲しいものをすぐには買えないよ</p>	<p>後払いは手元にお金があっても、欲しいものをすぐには買えるからいいよね</p> <p>でも、使った金額の把握が難しいよ。手数料や利息がかかることがあるんだって。使い過ぎて、借金が増える可能性があるから気をつけないとね。それに個人情報^{こじんじょうほう}が漏れてしまうリスクもあるらしいよ</p>

2. 支払い方法

前払い	即時払い	後払い
<p>プリペイドカード 利用できる金額分のカードを購入して使う。有効期限がある場合もある。</p>  <p>電子マネー(プリペイド型)・QR・バーコード決済 カードやスマホアプリに、前もって入金(チャージ)したカードを使う。入金した金額が足りない場合、不足分は現金で支払う場合や、支払うことができない場合もある。</p> 	<p>現金 硬貨や紙幣で支払う。</p>  <p>デビットカード・電子マネー(デビット型) 支払い時に提示すると、代金が銀行の口座からすぐに引き落とされる。口座残高が足りない場合、支払いできない。</p> <p>代金引換(代引き) 商品を受け取る際に代金を支払う。代金を手元に用意しておく必要がある。</p>  <p>QR・バーコード決済 代金が銀行の口座残高からすぐに引き落とされる。</p>	<p>クレジットカード 支払い時に提示し、クレジットカード会社などが代金を立て替え、後日、利用者はクレジットカード会社などに支払う。返済回数により、支払いの終了時期が異なる。</p> <p>電子マネー(ポストペイ型)・QR・バーコード決済 クレジットカード機能の付いたカードやスマホアプリで支払い、後日、銀行引き落としまたはクレジットカード会社などに支払う。</p> <p>キャリア決済 携帯電話の通信料金と買物などで利用した代金をまとめて携帯電話会社に支払う。</p> 

プラス QR・バーコード決済の特徴 とくちょう

- ・2018年頃から急速に普及 ふきゅう
- ・スマートフォンにアプリをダウンロードし、QRコードやバーコードをスマートフォンに表示させて読み取ってもらうか、店側のQRコードやバーコードをスマートフォンで読み取る
- ・アプリによって、支払方法が異なる(事前にお金をチャージし電子化、銀行口座登録、クレジットカード登録など)
- ・しばらく使わないと利用できなくなることがあるため、利用前にサービスが利用可能な状態かチェックしておく必要がある
- ・スマートフォンの機種変更前に移行処理などの手続きが必要な場合がある きしゅへんこう

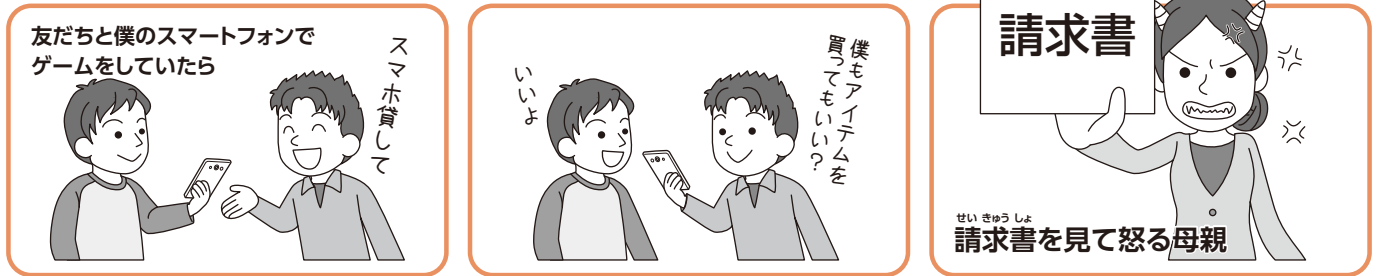
3. 支払い方法のメリット、デメリット

	メリット		デメリット
現金 	<ul style="list-style-type: none"> もっているお金の残額の把握がしやすいので、使い過ぎることがない 		<ul style="list-style-type: none"> お金がなければ、欲しいものをすぐには買えない
デビットカード 	<ul style="list-style-type: none"> 預金残高で買い物するので、残高以上の金額を使うことがない 		<ul style="list-style-type: none"> 預金残高とほかの引き落とし金額を、常時把握しておく必要がある
代金引換 	<ul style="list-style-type: none"> 商品の受取りを確認して、支払うことができる 		<ul style="list-style-type: none"> 代金を手元に用意しておく必要がある 手数料がかかることがある
プリペイドカード 	<ul style="list-style-type: none"> プレゼントすることができる 使い過ぎることがない 		<ul style="list-style-type: none"> お店が取扱いしていないなど、カードを使えないことがある 有効期限のある場合がある
電子マネー 	プリペイド型	<ul style="list-style-type: none"> 使い過ぎることがない 	<ul style="list-style-type: none"> チャージ（入金）することが面倒 紛失した場合、使われるリスクがある
	ポストペイ型	<ul style="list-style-type: none"> チャージ（入金）不要 残高不足が気にならない 	
クレジットカード 	<ul style="list-style-type: none"> 手元にお金がなくても、欲しいものをすぐを買うことができる 将来の収入を考えて、計画的に買い物をすることができる 		<ul style="list-style-type: none"> 使い過ぎる可能性がある 手数料、利息がかかることがある 借金が増える可能性がある 個人情報漏えいのリスクがある
キャリア決済 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話料金と一緒に支払うことができる 悪用されるリスクが低い 		<ul style="list-style-type: none"> 利用できる金額の設定が低い
銀行振込 	<ul style="list-style-type: none"> 振込先が明確にわかる 		<ul style="list-style-type: none"> 振り込んだ後、すぐに商品が届くとは限らない 手数料がかかる場合もある
QR・バーコード決済 	<ul style="list-style-type: none"> 手元にお金がなくても、欲しいものをすぐを買うことができる 財布を出さずに支払いができる 		<ul style="list-style-type: none"> 初期設定が面倒 不正アクセスやアカウント乗っ取りのリスクがある 前払いの場合、チャージすることが面倒 後払いの場合、使い過ぎる可能性がある スマートフォンを忘れると買物ができない 通信環境が悪いと利用できない 充電（バッテリー）がなくなると利用できない

教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化⑧

！ 若者によくある相談事例

事例1 ゲーム課金



ひとことアドバイス

- ・アイテムなどをクレジットカードで購入したとき、カード番号やパスワードが一定期間有効になり、「あと一回」「もう一回」とアイテムを買っているうちに、高額になっていることがあります。
- ・遊びに来た友だちにスマートフォンを貸したら、知らない間に勝手にアイテムを購入していたということもあります。
- ・「アイテムを買うときは、必ず保護者の許可を取る」など、家族でオンラインゲームについて、ルールを決めることが大切です。

参考 クレジットカードの特徴としくみ

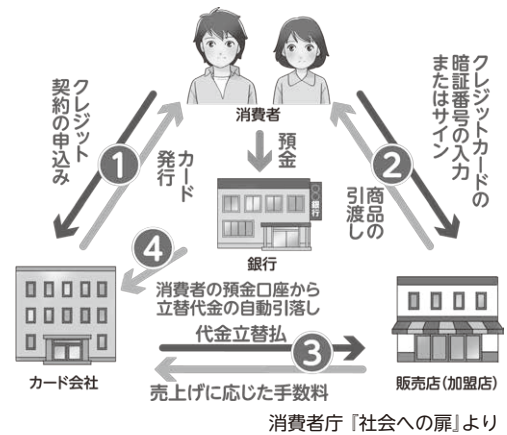
■クレジットカードとは

クレジットカードはカード会社の加盟店で商品やサービスを購入するとき、現金を支払うことなく提示することにより後払いで購入することができるカードです。

ひとことアドバイス

- ・クレジットとは、英語で「信用」という意味です。カード利用者の信用に基づいて、カード会社が代金を立て替えて支払ってくれるため、利用者はカード会社に借金をしたことになります。

■クレジットカードのしくみ（三者間取引）



■クレジットカード利用代金の支払い方法と10万円の商品を購入した場合の支払い総額の違い



	一括払い	分割払い	リボルビング払い
利用代金を翌月あるいは翌々月に1回で支払う。ボーナス月に1回で支払う方法もある。手数料はかからない。	利用代金を指定する回数に分けて支払う。分割回数が多いほど、1回に支払う金額は少ないが、手数料が多くなる。	毎月、一定額を支払い、利用代金の残高がなくなるまで支払う。分割払いより手数料の金額が高く設定されている。	
月々の支払い額	100,000円	34,200円	10,000円
手数料の総額	0円	2,600円	7,478円
支払い総額	100,000円	102,600円	107,478円

※クレジットカード会社の手数料計算を参考に想定しています

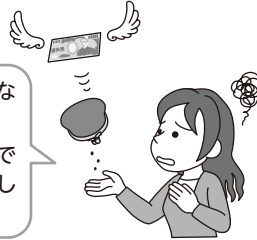
教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化⑤

事例2 多重債務



2か月後

しはら
支払いがこんな
にたくさん!!
消費者金融で
お金を借りるし
かない



ひとことアドバイス

- ・クレジットやローンは、後で支払わなければならない借金です。
- ・多重債務とは、複数の金融機関などから借金を繰り返すことで借金が雪だるま式に増え、返済が困難になることです。
- ・多重債務になると、次々に返済に追われ、他のことを考える余裕がなくなってしまうこともあります。
- ・クレジットカードや後払いのQR・バーコード決済などは、ポイントなどの特典も多くありますが、きちんと支払うことができるか、よく考え、計画的に利用しましょう。



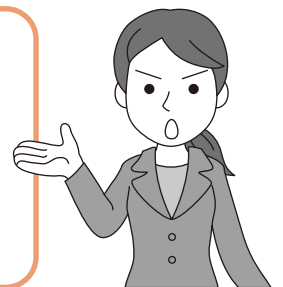
消費者庁「社会への扉」より

多重債務になると、将来クレジットカードを作ったり、ローンを組んだりすることができなくなる場合があります。万が一、多重債務になってしまっても解決する方法もあります。

困ったときは一人で悩まずに 消費者ホットライン

☎ 188(いやや!)番(局番なし)

適切な窓口をご案内します。



プラス Q 借金って悪いことなの？

「借金」はマイナスのイメージが強いですが、必要な借金もあります。例えば、「住宅ローン」は不動産を購入するためのローンで、借金の対価として不動産という資産を手に入れることができます。事業を始めたたり新たな事業展開をする際、利益につなげるために融資を受けることや、高校や大学に進学する際、学びを深めたり将来の仕事に活かしたりするために奨学金や教育ローンを借りることは前向きな借金といえます。借金によって、選択肢を増やしたり、新しいことに挑戦したりすることも可能になりますが、返済可能な範囲の金額かどうかの判断が重要です。



① 次の支払い方法の支払い時期(即時払い、前払い、後払い)を()に記入しよう。(複数解答可)

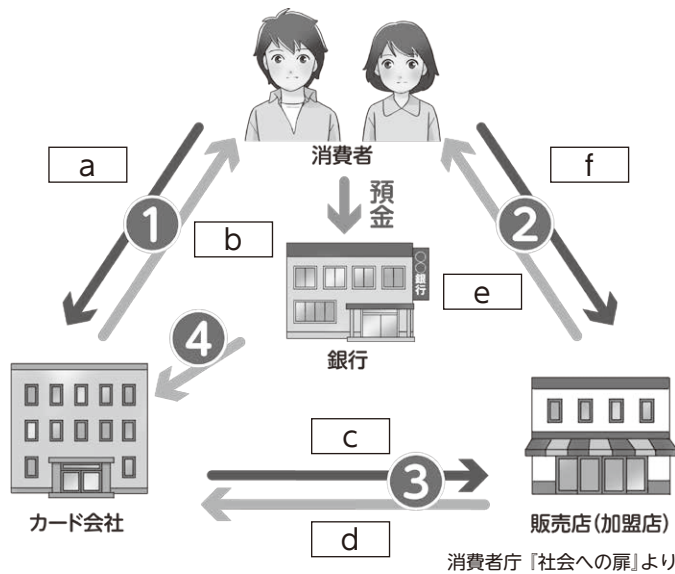
- a. 現金・・・・・・・・・・・・・・()
- b. プリペイドカード・・・・・・・・()
- c. クレジットカード・・・・・・・・()
- d. キャリア決済・・・・・・・・・・・・()
- e. QR・バーコード決済・・・・・・()

② QR・バーコード決済のメリット、デメリットについて、あてはまる言葉を記入しよう。

	メリット	デメリット
QR・バーコード決済	<ul style="list-style-type: none"> ・手元に(a)がなくても、欲しいものをすぐ買うことができる ・クレジットカードを出さずに支払いができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期設定が面倒 ・不正アクセスやアカウント乗っ取りのリスクがある ・前払いの場合、(b)することが面倒 ・後払いの場合、(c)可能性がある ・スマートフォンを忘れると買物ができない

- a.() b.() c.()

③ クレジットカードのしくみについて、あてはまる言葉を語群から選ぼう。



- a.()
- b.()
- c.()
- d.()
- e.()
- f.()

【語 群】

- 1. 売上げに応じた手数料
- 2. 商品の引渡し
- 3. カード発行
- 4. 代金立替払
- 5. クレジットカード契約の申込み
- 6. クレジットカードの暗証番号の入力またはサイン



もずやん

2. 生活の管理と契約① (ルールや約束、契約の理解・選択)

～クレジットカードとキャッシュレス化～

指導上の留意点

商品やサービスを購入する際の代金の支払い方法は多様化し、キャッシュレス決済に関する状況も大きく変化している。そのような環境の中、消費生活を送るうえで「財布をもち歩かずに済む」「支払いがスピーディ」「ポイントが貯まる」などの理由から、キャッシュレス決済を選択している生徒が増えていると考えられる。キャッシュレス決済に関する正しい知識をもって、決済方法を選択することが重要であることを理解させる。また、キャッシュレス決済に関するトラブルについて具体例を知り、トラブルにあったときの対処法を身に付けさせる。

各問についてのポイントと解答例

- ① 商品・サービスを購入し、支払う際、さまざまな支払い方法があり、支払い方法によって支払うタイミングが異なる。商品・サービスの提供を受ける前に支払うことを「前払い」、同時に支払うことを「即時払い」、後で支払うことを「後払い」という。「前払い」の場合、商品未着やサービス未提供といったリスクがあり、「後払い」であるクレジットカードの場合、使い過ぎやインターネット上でカード情報を入力するため情報漏えいのリスクがある。支払いのタイミングのメリット・デメリットは、教材⑤-①-2の表を見て理解させる。どの支払い方法を利用するかは消費者の判断であるが、注意点を踏まえて利用する必要がある。

<インターネット取引における決済の注意ポイント>

- ・銀行振込の前払いだけでなく、カード支払いや代金引換など、決済手段が複数用意されている販売店を選ぶ
- ・個人名口座の銀行口座には前払いをしない
- ・クレジットカード番号を入力する画面では、通信が暗号化 (SSL) されているなど、情報の取扱いが適切な販売店を利用する
- ・インターネット取引におけるID・パスワードは推測されにくいものにするとともに、他のサイトでの使いまわしをしない。パスワードは定期的に変更する

解答例 ⇒ a. 即時払い b. 前払い c. 後払い d. 後払い e. 前払い、即時払い、後払い

- ② 高校生に関心の高いQR・バーコード決済は、教材⑤-①-3を参考に、メリット・デメリットを知ったうえで適切に利用できるよう認識させる。

解答例 ⇒ a. お金 b. チャージ (入金) c. 使い過ぎる

- ③ 消費者がクレジットカード加盟店で購入した商品・サービスの代金をクレジット会社が立て替えて加盟店に支払い、後日、消費者がクレジット会社に支払う仕組みを三者間取引 (三者間契約) という。国際ブランド (VISA、MASTERCARD など) のマークのついたクレジットカードでは、クレジットカードを発行するクレジット会社と、加盟店と契約するクレジット会社が異なる場合があり、四者間契約になるなど、仕組みが複雑化している。クレジットカードをもつことができるのは、高校生を除く18歳以上としており、現時点では、一般的に高校生はクレジットカードをもつことができない。教材⑤-②の参考にあるクレジットカードのしくみの図を見て理解させる。実際の社会は非常に複雑化していることを認識させる。

解答 a. 5 b. 3 c. 4 d. 1 e. 2 f. 6



消費者教育推進大使 もずやん

身近な事例で学ぶ!

めざそう! 消費者市民

高校生向け消費者教育教材

～授業ですぐ使えるワークシート付き～

モデル授業実践事例集

発行 大阪府府民文化部消費生活センター【令和2(2020)年2月】
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階
電話06(6612)7500 FAX06(6612)0090

監修 大阪教育大学教授 鈴木 真由子

企画協力 大阪府教育庁教育センター 高等学校教育推進室

制作委託 (公財)関西消費者協会

無断転載を禁じます

この教材は企画から印刷まですべてを外注して作成しております。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

12 つくる責任
つかう責任



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。
消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

